

## 市議選候補者のコメント

6	梅原 秀宣	九条の役割は評価しているが、今は北朝鮮の脅威もあり何とも言えない。回答はできない
7	小沢五月江	憲法9条は「戦争の放棄」「戦力の不保持」「交戦権の否認」を明確に規定し、「平和主義」は国民の願いです。しかし今日、「積極的平和主義」の名のもとに自衛隊が海外での軍事活動を拡大したり、米国大統領が交代して情勢が変わってきているので、充分気をつけて情報をキャッチしたいと思います。将来の子供たちの生命を安全に私たちが守っていかなければならないと思います
8	後藤 眞一	国民・市民は平和を願っていると思います。平和を維持するためには力を蓄え鼓舞することが必要か。意を尽くして理解を得るよう努力すべきか、混乱が予想される世界情勢で難しいです。しかし、今ある法を順守することをスタートラインにすべきだとも考えます。
10	杉尾 利治	本当に平和で民主的な、そして日本国憲法に「私たちは国際紛争の解決手段としての交戦権はこれを永久に放棄する」と謳っているわけですから、その憲法を守り抜く、その信念で戦っていきたいと思います。(「9月議会・閣議決定撤回意見書の賛成・反対討論」がおくられてきましたので編集側で抜粋しました)
11	田中 正男	日本国憲法は過去の日本の起こした戦争の反省から世界に向けての宣言として、恒久平和を誓った憲法と考えます。今世界のあちこちで紛争があり、日本の周りも危険な動きがありますが紛争解決に武力行使は事の解決になりません。遺恨を残すだけです。日本国憲法9条の立場で話し合いによる解決に努力することが大事と考えます。世界の国々に日本国憲法の本質を知らせ、日本が世界平和のリード役を務めるべきと考えます。
13	三好 陽子	日頃からの活動に敬意を表します。 ・南スーダン、今、大変危険な情勢であり、自衛隊は撤退させるべきだと思います。(一人も犠牲者を出してはならない!)、 ・二度と戦争はしないと誓った憲法9条は絶対に守りたい。 ・自民党の党大会で「改憲発議具体化」が明記され、安倍首相の施政方針演説でも、明文改憲の立場を示したところであり、多くの国民、市民が力を合わせていかなければと改めて感じています。ご一緒に頑張りましょう。
14	高橋 公一	日本国憲法は、戦後70年間、日本が平和であり続けた最大の安全保障策であり、将来にわたって改訂すべきではないものと考えます。また、戦争放棄と武力行使否定の永久宣言は諸外国の、日本と日本国民に対する道義的信頼の源泉でもあります。とりわけ先の戦争で犠牲を強いたアジア諸国に対しては日本人の良心宣言ともいえるべきものです。安倍内閣の下で確定的となっていた憲法解釈を変更して違憲の安保関連法(戦争法)を強行したり、主権者国民が望んでいないにもかかわらず憲法尊重義務を負う閣僚や国会議員が改憲作業に着手していることは立憲主義を否定するものとして警鐘を鳴らしたいと思います。地方議員もまた憲法尊重義務があり、かかる国政の動きをしっかりと批判すべきであると考えます。
15	青木 満	文書での回答は差し控えたい(電話での回答)
18	久保 武彦	日本の最も大切にすること柄であると考え
20	鈴木 俊治	現在まだ立候補したわけでない私人であり回答は控えます。9日(告示)以降はお答えしなければならぬかと思ひます
22	高橋 隆子	私は「憲法を守る」強い意志を抱いています。10年前、伊豆の国市内の幼稚園PTAで伊藤真氏を迎えて講演会を開催、その後も各地から講師を呼んで学習会をし、憲法Caféの若いママたちや、自然を愛する仲間たちと「憲法を守る」活動を続けている。昨年末は沖縄の基地問題について上映会を企画し、大きな反響をよんだ。今、最も危惧するのは憲法改定。国家権力を制限して国民の権利自由を守る法、最高法規である憲法がないがしろにされ、司法までもが違憲判決を繰り返す、国民を弾圧している。教育も右傾化、メディアも真実を伝えない、互いに委縮し、忖度し、声をあげられない空気が広がっている。多数意見や大きな声が常に正しいわけではない。誰にも奪えない価値…平和、人権を守るのが憲法である。9条とともに13条の個人尊重と幸福追求権もあわせ、かけがえのない個人の命を戦争の道具として国に使わせてはならない。多様性を認め合い、排斥ではなく対話と協力による共存を目指す。平和的生存権は、全世界の平和を求めている、この日本国憲法は世界に誇る理想である。99条の通り権力を持つ政治家がこの憲法を尊重し擁護するよう、私たち国民はしっかりと監視していかなければならない。自分の幸せは自分で決める。自分が幸せになれる国づくりのために選挙に行く。小さな声をあげよう-勇気をもって。
23	二藤 武司	勿論戦争は反対ですが、最近の日本を取り巻く情勢を考える時、専守防衛の基、改正も一案と考えます。
24	森下 茂	憲法9条は国民の間に定着しており護るべきである、一方憲法制定から70年を過ぎているので、当時問題にならなかった環境権などを加えるべきと考えます。
25	八木 基之	将来において現行憲法を改正するか、しないかは、今のところ判断できません